

入学に関する情報

(2018.4.1 現在)

入学資格等

[博士前期課程]

最新の情報は http://www.gels.okayama-u.ac.jp/profile/gels_dttest_youkouzenki.html をご参照下さい。

◆入学資格：次のいずれかに該当する者

- ① 大学を卒業した者
- ② 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者(平成17年文部科学省告示第169号参照)
- ⑧ 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により他の研究科に入学した者で、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- ⑩ 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- ⑪ 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)で、大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

◆選考方法

- ① 入学者の選考は、学力検査(筆記試験及び口頭試問)及び出願書類を総合して行います。
- ② 社会人として専門知識の修得と専門的研究を希望する者には、社会人入試を行います。
- ③ 留学生の受け入れにあたっては、外国人留学生特別入試を行います。

◆入学者選考及び入学の時期

8月に当該年度の10月入学及び翌年度の4月入学の入学者選考を行います。
また、12月に第二次募集として翌年度の4月入学の入学者選考を行います。

◆その他

- ① 修学援助の一環として、入学料の免除、授業料の免除、奨学金の制度があります。
- ② 本学大学院の博士前期課程又は修士課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学する場合は、入学料及び検定料を徴収しません。

[博士後期課程]

最新の情報は http://www.gels.okayama-u.ac.jp/profile/gels_dttest_youkoukouki.html をご参照下さい。

◆入学資格：次のいずれかに該当する者

- ① 修士の学位を有する者又は専門職学位を有する者
- ② 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑥ 外国の学校、④の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査(修士論文又は特定の課題の研究成果の審査と試験に代えて行われる「博士論文研究基礎力審査」)に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
次のいずれかに該当する者で、大学等を卒業又は修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事し、著書、学術論文、学術講演、学術報告、特許などにおいて修士論文と同等以上の価値があると認められる研究業績を有するものであること。
(1) 大学を卒業した者
(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑧ 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

◆選考方法

- ① 入学者の選考は、口頭試問及び出願書類を総合して行います。口頭試問は、修士学位論文及び研究計画書を中心に行います。
- ② 他大学の修士課程修了者も積極的に受け入れ、修士課程における研究活動の評価を重視し、特徴ある能力を持つ者を選抜します。
- ③ 既に実社会で勤務する者で、入学を希望する者がある場合は、実社会における研究活動の評価を重視し、在職のまま積極的に受け入れます。
- ④ 留学生の受け入れについては、国際交流の見地から特にこれを重視し、選考に当たっては、語学の不利を排除し、広く受け入れます。

◆入学者選考及び入学の時期

8月に当該年度の10月入学及び翌年度の4月入学の入学者選考を行います。
また、2月に第2回目募集として翌年度の4月入学の入学者選考を行います。

◆その他

- ① 修学援助の一環として、入学料の免除、授業料の免除、奨学金の制度があります。
- ② 本学大学院の博士前期課程又は修士課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学する場合は、入学料及び検定料を徴収しません。

入学定員

専攻	博士前期課程定員	専攻	博士後期課程定員
社会基盤環境学専攻	30	環境科学専攻	22
生命環境学専攻	23		
資源循環学専攻	43		
生物資源科学専攻	25	農生命科学専攻	20
生物生産科学専攻	38		
計	159	計	42